

改正

平成17年3月23日教委規則第2号

平成19年3月19日教委規則第1号

平成25年9月6日教委規則第3号

平成26年12月12日教委規則第3号

佐賀のへそ・ふれあい交流センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀のへそ・ふれあい交流センター設置条例(平成15年条例第16号)第4条、佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例(平成15年条例第17号。以下「条例」という。)第6条及び町長の権限の一部を江北町教育委員会に委任する規則(平成15年規則第10号)の規定により、佐賀のへそ・ふれあい交流センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 センターに必要な職員を置くものとする。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティセンター 8:30~22:00
- (2) 多目的ホール 8:30~22:00
- (3) 集団指導室 8:30~22:00
- (4) 図書コーナー 10:00~18:00
- (5) 情報発信コーナー 10:00~18:00
- (6) 駐車場 0:00~24:00

2 教育長等は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第4条 センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月4日まで
- (2) 12月28日から12月31日

(3) 図書コーナー及び情報コーナーは、月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日に当たる場合は、その翌日）

2 教育長等は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（使用許可申請）

第5条 センターの使用許可を受けようとする者は、センター使用許可（変更・取消）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育長等に提出しなければならない。

（使用の許可）

第6条 教育長等は、申請書を受領し適当と認められた場合は、センター使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 教育長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないことができる。

(1) センターの秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前各号のほか、管理上支障があると認めるとき。

3 第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は使用に際して、センター使用許可書を職員に提示しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は次の事項を守らなければならない。

(1) 許可なく壁、柱等に張紙、くぎ打等をしないこと。

(2) 所定の場所以外において火気の使用をしないこと。

(3) 許可を受けた場所以外に出入をしないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食、喫煙をしないこと。

(5) 許可を受けずに施設用品等を使用しないこと。

(6) 使用後は清掃を行い、不潔にしないこと。

(7) その他職員の指示に従うこと。

（使用許可の取消し等）

第8条 使用者は、使用の取消し又は使用目的等の変更をしようとするときは、申請書を提出し、教育長等の許可を受けなければならない。

2 教育長等は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使

用の中止を命ずることができる。

- (1) 申請書の内容に偽りがあった場合
- (2) 所定の使用料を期限までに納付しない場合
- (3) 前条の規定に違反した場合

3 前項の規定により使用の許可を取消され、又は使用の中止を命ぜられたことにより使用者に損害を生ずることがあっても、これに対する補償は行わない。

(使用料の免除)

第9条 条例第4条の規定により、使用料の免除を受けようとする者はセンター使用料免除申請書(様式第3号)を教育長等に提出して許可を受けなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第5条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、センター使用料還付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、センターの使用を終わったときは直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、センターの施設又は附属設備をき損し、若しくは滅失した場合は、教育長等の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

2 教育長等がやむを得ない理由があったと認めるときは、これを免除することができる。

(図書貸出しの対象)

第13条 図書資料の貸出しは、個人貸出し及び団体貸出しとする。

2 貸出しを受けることができる者は次のとおりとする。

- (1) 杵島郡内に居住又は江北町に通勤若しくは通学している者
- (2) 教育委員会が特に必要と認めた者

(図書カード)

第14条 図書資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書カード利用申込書(様式第5号)を提出して、図書カードの交付を受けなければならない。

2 図書カードの有効期間は、登録の日から3年間とし、有効期間を経過したものについては更新することができる。

3 図書資料の貸出しを受けようとするときは、図書カードを提出しなければならない。

4 図書カードを紛失したとき又は記載内容に変更を生じたときは、図書カード紛失・変更届（様式第6号）により速やかに届け出なければならない。

5 図書カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又はこれを不正に使用してはならない。
（貸出し数量及び貸出し期間）

第15条 図書資料の貸出し数量は1人5冊以内とし、貸出し期間は2週間以内とする。ただし、雑誌については、最新号の貸出しは行わない。

（貸出しの制限）

第16条 貴重資料その他教育長等が特に指定した図書資料は、貸出しを行わない。

（寄贈）

第17条 図書資料の寄贈をしようとする者は、教育長等に図書資料寄贈申込書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 寄贈された図書資料は教育委員会の所有に属する。

（駐車場の使用）

第18条 センター利用者で駐車場を使用するものは、規定の使用料を納入しなければならない。

2 駐車場でのトラブル、自損事故等に対して教育委員会は一切責任を負わない。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほかセンターの管理に関し必要な事項は、教育長等が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月6日教委規則第3号）

この規則は、平成25年9月17日から施行する。

附 則（平成26年12月12日教委規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

佐賀のへそ・ふれあい交流センター使用許可(変更・取消)申請書

使 用 月 日	年 月 日 曜日					
使 用 目 的						
使 用 室 名	使 用 時 間	単 位 時 間	人 員	使 用 料		
				基 本	冷 暖 房	小 計
学 習 室 (大)	時 分～ 時 分					
学 習 室 (小)	時 分～ 時 分					
パ ソ コ ン 教 室	時 分～ 時 分					
教 養 室	時 分～ 時 分					
調 理 実 習 室	時 分～ 時 分					
集 団 指 導 室	時 分～ 時 分					
ホ ワ イ エ	時 分～ 時 分					
多 目 的 ホール () 面	時 分～ 時 分					
多 目 的 ホール ステージ	時 分～ 時 分					

摘 要	附 属 施 設 備 品	
	備 考 (変更・取消の場合は理由を記入)	

上記のとおり使用したいので許可下さるよう申請します。

年 月 日

団 体 名
申 請 者 住 所
氏 名
電 話 番 号



江北町教育委員会 教育長 様

様式第2号 (第6条関係)

佐賀のへそ・ふれあい交流センター使用許可書

使用月日	年 月 日 曜日					
使用目的						
使用室名	使用時間	単位時間	人員	使用料		
				基本	冷暖房	小計
学習室(大)	時分～時分					
学習室(小)	時分～時分					
パソコン教室	時分～時分					
教養室	時分～時分					
調理実習室	時分～時分					
集団指導室	時分～時分					
ホワイエ	時分～時分					
多目的ホール()面	時分～時分					
多目的ホールステージ	時分～時分					

摘要	附属設備品	
	許可条件	

申込み責任者	住所		団体名	
	氏名		電話	

上記のとおり許可します。

年 月 日

江北町教育委員会 教育長



様

様式第3号(第9条関係)

使用料免除申請書

年 月 日

江北町教育委員会 様

申請人 住所
氏名



佐賀のへそ・ふれあい交流センター管理規則第9条の規定に基づき申請します。

1 使用期日等

(1) 期 日 年 月 日

(2) 使用料 金 円

2 免除額 金 円

3 免除を必要とする理由

※ 審 査	免 除 の 適 否	適 否
	免 除 額	金 円

様式第4号 (第10条関係)

使用料還付申請書

金額		円
還付理由		
<p>上記の金額を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求人 住所 氏名 (団体名) 印</p> <p>江北町教育委員会 様</p>		
<p>上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 (団体名) 印</p> <p>江北町教育委員会 様</p>		
既納の使用料	円	(受付印)
還付決定額	円	
差引納付金額	円	

様式第5号 (第14条関係)

